



桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

## 重要情報

### 1. 税務署のマイナンバー運用本格化

税務署での、納税者整理番号と個人番号の紐づけ作業が進んでいるようです。引っ越し等で所轄が異動し整理番号が変わっても、個人番号と紐づけることで個人の所得情報の名寄せが容易になります。

### 2. マイナンバーカードの民間利用が始まる

民間初のカード利用が始まりました。カードのICメモリを使って、入退室管理を行うようです。その他、コンビニのコピー機ではカードを使って印鑑証明・住民票・戸籍謄本などの公簿の印刷も可能です。

### 3. 役員報酬、手取り定額も認められるように

役員報酬は年一回の改定以外は同額支給が原則でしたが、29年改正により、4月から税金や社会保険控除後の「手取」同額も認められるようになります。

## 5月のイベント

- ・個人住民税の通知(特別徴収)
- ・自動車税の納付
- ・3月決算法人申告期限

## 税金マメ知識

【設備投資を行った場合の減税特例】

H28.8月号でも少し触れましたが、設備投資を行った場合は減税を受けられることがあります。中小企業の投資減税特例の期間が延長され、H31.3月までの取得分まで適用できるようになりました。

具体的には、一定額以上の設備投資(固定資産の購入)を行った場合に、取得価額の7%が法人税・所得税から控除等できます。

もちろん何でも適用できるわけではありませんが、弊事務所は経産省に認定されており証明書が発行できることから、適用できる資産の範囲が広がっています。適用条件も複雑ですので、30万円以上の設備投資を考えている場合は、早めに弊事務所にご相談ください。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バカ)



【コロンビア：カルタヘナ】涼しくなった通りのあちこちで人々が立ち話をしています。日本で感じられる妙に浮かれた雰囲気はない、落ち着いて穏やかな雰囲気にも包まれる、カトリックの国らしいクリスマスイブでした。軒先で商店のおばちゃんと立ち話をしていたお姉さんが私にウィンクをして話しかけてくれました。ハイ、お元気？あなたどこから来たの～？やあ、日本からだよ、なんか用？んーん、声掛けただけ、あたしフリアナ。よろしくフリアナ、せっかくのクリスマスだし、一杯おごろうか？んーん、あたし飲めないもん、フォキフォキどーお？ええっ？あ、遠慮しておきますっ！ストリートガールさえも穏やかな街の人々に溶け込みます。やがてどこからか笑い声や罵声が聞こえ、ときにどつき合いも始まります。負けた男が隅っこでスね、周りの男に慰められる。そうして夜も更けいつしか人々は何事もなかったかのように家路に就いていくのです。

## ☆事務所からの連絡☆

**自動引落のお客さまは、次回引落日分から金額が若干増えます。**ご案内の通り、報酬区分の変更で源泉税が減ったためですので、お客さまのご負担は変わりません。お気軽にお問い合わせください。

## 晩酌のじかん

確定申告が明けほっと一息できるのが4月、毎週のように飲みに出ました。さて、酒好きな友人が毎週月曜日に突如人を集め飲み会を開くようになり、いつの間にか「月曜日はセンベロ」という会名もついたようです。センベロ、千円でベロベロに酔えるような安酒場のことだそうです。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red